

<報道発表資料>

令和8年3月16日
京都市都市計画局住宅室住宅政策課

令和8年度分譲マンション管理支援事業の利用受付を開始

分譲マンション管理アドバイザー派遣制度／管理計画認定事前チェックサービス

京都市では、分譲マンションの管理の適正化や円滑な合意形成が図られるよう「分譲マンション管理アドバイザー派遣制度」を、また、管理計画認定をより多くのマンションに受けしてもらえるよう「管理計画認定事前チェックサービス」を通年で実施しています。

令和8年度の受付開始時期をお知らせします。

【実施概要】

- 受付開始 令和8年4月1日（水）～ ※先着順
- 申込対象 京都市内の分譲マンション管理組合等
- 申込先 京（みやこ）安心すまいセンター（京都市住宅供給公社）
住所：〒600-8127
京都市下京区梅湊町83番地の1（ひと・まち交流館京都 地下1階）
電話：075-744-1670
受付：午前9時30分～午後5時
（休館日：水曜日・第3火曜日・祝日・年末年始）

<分譲マンション管理アドバイザー派遣制度について>

1 概要

分譲マンションの管理組合等に、マンションに関する専門家（マンション管理士、建築士等）をアドバイザーとして派遣します。

マンションの管理運営や大規模修繕の進め方、修繕積立金の見直し方、マンション防災に関すること等、講義形式等によるアドバイスを行っています。

2 派遣回数

最大4回まで。1回当たり90分程度

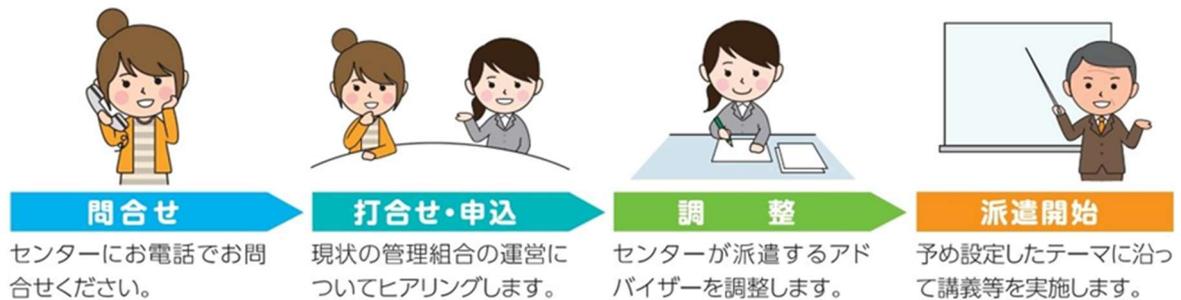
※ 開催日は、御希望の日で調整します。

※ 会場は、お申込みされる管理組合で御準備ください。

3 費用負担

派遣1回当たり2,000円

4 派遣までの流れ



5 留意事項

- ・ 本事業は、令和8年度予算が成立する場合に実施します。（事業実施には当該予算に係る市会での議決が前提となりますので、予め御了承ください。）
- ・ 施工事業者等の具体的な選定には関わりません。
- ・ 居住者間及び居住者と近隣住民との間の紛争解決及び権利調整には関わりません。
- ・ 過去に大規模修繕に関するアドバイザー派遣を受けた管理組合が再度、大規模修繕工事に関する派遣を希望する場合は、前回の派遣から10年が経過していることが条件となります。

<管理計画認定事前チェックサービスについて>

1 概要

京都府マンション管理士会に所属するマンション管理士が、管理計画認定申請の際に必要な書類をチェックし、認定基準の16項目ごとに適合状況を確認します。また、不適合箇所がある場合は、その理由を提示します。

2 費用負担

無料

※ 書類の送付・返信に係る郵送料は申込者が負担。

3 利用の流れ

- ① 京（みやこ）安心すまいセンターにて、電話により予約を受け付けます。
- ② 京（みやこ）安心すまいセンターから、京都府マンション管理士会を通じ、所属のマンション管理士に依頼します。
- ③ 担当のマンション管理士から、申込者に必要書類の提出等について連絡・依頼します。
- ④ 申込者は、担当のマンション管理士に必要書類を郵送（又はメール送信）します。
- ⑤ 担当マンション管理士が認定基準の適否を確認し、郵送等にて結果を返送します。

4 留意事項

- ・ 本事業は、令和8年度予算が成立する場合に実施します。（事業実施には当該予算に係る市会での議決が前提となりますので、予め御了承ください。）
- ・ 本サービスによって、管理計画認定を確約するものではありません。
- ・ 本サービスを利用した場合でも、実際の認定申請には、改めてマンション管理センターによる事前確認審査を受ける必要があります。
- ・ 提出いただいた書類の範囲での確認となります。
- ・ 認定基準16項目のうち、確認したい項目を限定することも可能です。

<報道機関からのお問合せ先>

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

電話：075-222-3666